



覚 書

小千谷市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は信濃川中流域水環境改善検討協議会（以下「中流域協議会」という。）の議論を踏まえ、平成 27 年 5 月 8 日に覚書を締結し、乙は、これまでの間、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を図るための調査及び地元との共生の取り組みを行ってきた。

今回、乙の信濃川発電所水利使用許可の更新にあたり、甲と乙は、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を引き続き図るため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、水利使用規則に従い、宮中取水ダムへの流入量が 40 m³/s を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において水力発電に使用するため、宮中取水口より最大 316.96m³/s を取水できるものとする。
- 2 乙は、乙の宮中取水ダムにおける放流を、前項の定めによるほか、河川環境及び河川の利活用を総合的に勘案し行うものとする。
なお、7 月 20 日から 9 月 10 日までの間は、必要に応じて河川水温など河川環境に配慮した放流を行うものとする。
- 3 令和 6 年 9 月 30 日に発足した乙が主催する「JR 信濃川発電所に係る河川環境検討会」を通じて、甲と乙は宮中取水ダム下流域における河川環境の維持・向上に取組み、河川環境と乙の水利使用の調和を図るものとする。
- 4 乙は、甲と乙の信濃川発電所の共生のため、甲から提出された「東日本旅客鉄道株式会社信濃川発電所との共生策に関する提案書」（平成 22 年 11 月 4 日付）について、引き続き誠意をもって協議し、甲、乙が協力して必要な施策を実施するものとする。
- 5 甲と乙は、地域活性化に向けた取り組みや施策について、誠意をもって協議し、甲と乙の将来にわたる相互の発展をめざして、必要に応じた対応を行うものとする。
- 6 乙は、中流域協議会の議論に基づく河川環境調査に協力するものとする。
また、中流域協議会から放流に関する新たな意見が出された場合には、乙は意見を踏まえ、必要により見直しを行うものとする。

- 7 水利使用の許可の更新にあたっては、乙は、前項の調査等の結果を踏まえ、その内容を甲と真摯な協議のうえ、更新申請するものとする。

- 8 この覚書に定めのない場合、または覚書で定めた事項につき疑義が生じた場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

平成 27 年 5 月 8 日締結の「覚書」を廃止するものとする。この覚書成立の証として、覚書 2 通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 12 日

甲 小千谷市長

宮 崎 悦



乙 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜 勢 陽

